

海外
論文
レポート

リベラリズムに対するアリバイか代替解決案か

社会的および連帯的経済が過小評価されている諸分野

ジャン＝ルー・モシャン（パリ第7大学教授）

翻訳：島村 博（東京都／協同総研主任研究員）

フランスにおいて、「社会・連帯経済政務次官」を新しく創設したことは、公共企業及びセクタの論理と同様に、古典的な市場のロジックにも馴染みのない非常に多様な広範な活動分野の存在を明るみに出すものであった。それにもかかわらず、何百万もの市民が共済、協同組合、そしてアソシアシオンに、すなわち、かかるセクタのまさに構成要素の組合員・会員(sociétaires)となっている。社会的経済をリベラリズム・モデルに対する代替解決案として提出する責任者の黙秘こそは見通しにくさ(ロジックの分かりにくさ、という意味)を物語るものである。

1.500万の口座を通じておよそ1兆フランを運用する銀行たるクレディ・アグリコル(農業信用協同組合)と社員(les effectifs)数49名のle Théâtre du Soleil d'Ariane Mnouchkineとの間にどんな共通点があるのか?何もない。「社会的経済」と言う同一のセクタに属しているという以外には。

社会的経済は中世にまでそのルーツを辿るものである(1)。ギルド、信徒団体(les confréries)、ジュランド(les jurandes 中世の職能団体の呼び名)、同業組合(corporation)、コムパニオンナジ(comapagnonnage 同業職人組合)が、その遙か昔の原形を為している。コムパニオンナジは13世紀に出現し、ア

ンシャン・レジームの下でフランスの専門工組織の主要な形態であり続け、そして今日まで生き続けている。ところが、啓蒙哲学者たちは同業組合に個人的自由の足枷を見い出し、フランス革命は個人と国家(Nation)との間の媒介団体にいっさいの合法性を認めなかった。かくして1791年のル・シャプリエ法は職業的基盤に立つ自発的な団結(regroupement)を禁止した。ヴァルデック-ルソーの発意で職能別労働組合を結成する自由が与えられることになるのは、たかだか1848年のことである。1898年に共済組合の創設法が採択され、1901年にはアソシアシオンの自由を許可する法律がそれに続く。

(1)Eric Bidet,*L'Economie sociale*,Le Monde Edition,Paris,1997.

社会的経済の最初の理論家と先駆的な実験が19世紀始めに登場するが、産業革命の野蛮さに対する反動としてである。リベラルな思想に対峙してサン・シモン(1760-1825)の空想的社会主義は、市民のアソシアシオンに統合される勤労者階級に可能な限りの充足感を、国家の権限内にある富の公正な再配分を目的とする産業システムのビジョンをデザインするものであった。同じ頃に、シャ

ルル・フォーリエ(1772-1837)はフランス
テール(phalanstère共産主義的共同体)を考え
だし、そこでは、財貨の再配分は提供された
労働、出資された資本金および才能に従って
実行されるものであった。

ピエール・ブルードン(1809-1865)は、私
有財産のラディカルな批判者であって、貨幣
が「流通引換券bons de circulation」にと
って代われ、その会員たちがサービスを交換し
あう相互扶助のシステムの先駆者となる。し
かし、無政府主義の思索者で、彼はすべての
国家干渉を拒んだ。反対に、ルイ・ブランは、
1839年に公刊されたその著書『労働の組織』
において、協同組合の設立に基づいて革新さ
れ、打ち立てられる社会を、つまり、かかる
システムを生産の全体に一般化する責任を負
う国家を叙述している(2)。

(2)Gérard Delfau et Jean-Louis Laville, *Aux
sources de l'économie solidaire*, Thierry
Quinqueton éditeur, Domont(95330), 2000.

社会的経済のアイディアの別の重要な源
泉は、フランスではル・プレ(Le Play 1806-
1882)、アルマン・ド・ムラン(Almand de Melun
1807-1877)により提言された改良主義の思想
に由来する社会的キリスト教(le christianisme
sociale)である。

労働運動、その分裂そして営利を目的と
して設立される会社という構造へのレジスタ
ンスの歴史と分かち難く、社会的経済または
「第3セクタ」は、それら事業のサイズおよ
び本性という点で非常に異なる構造を一纏め
にしたものである。それら事業がフランス、
イタリア、スペインそしてドイツにおいて共
済組合、協同組合、アソシアスィオンまた
は財団という形態を採るにしても、あるいは
英国で自助組織、チャリティーまたは、ボラ

ンタリィ・セクタ内での非営利組織という形
態を採るにしても、かかる制度は、すべて、
基本的課題であって社会的要求である、聖別
された5つの原則を共有している旨を明白に
示している。国家に対する独立、組合員・会
員の自由加入、権力の民主的構造(1人1票)、
企業の資本金の譲渡されえない、かつ、集団
的な性質、資本配当の不在。法的原則に関し
ては(3)別として。

(3)1992年に改正をみている1947年9月10
日の法律により統治される協同組合は、
固有の資本を供給する目的で専ら出資を
する自然人または法人を組合員に迎え入
れることができる。この資格で彼らは「超
過報酬surremuneration」を受け取ることが
できる。配当の形態で配分を受けない利
益に関しては、協同組合人の中でその取
引に応じて評価される割戻(ristourne)の形
態で配分され得る。

社会的要求に関しては、第3セクタの企業
には労働法の尊重だけではなく、その他に、
公正な組織を通じて、ボランティアであろう
と賃金労働者であろうと、そこで働く者す
べての能力の成熟(épanouissement)、教育そ
して養成に努めることが課せられている。端的
に言えば、社会的経済の企業は他の企業と同
じ企業ではないと主張する(4)。その現相は、
しかし、殊の外、対照的である。

(4)Eric Bidet, 前掲書。「共済、協同組合お
よびアソシアスィオンの全国連絡委員
会」(CNLAMCA)の1980年の「社会的経
済憲章」、および、1995年(現文では1985
年と誤記されている)のICA宣言を参照の
事。

(電子データ化する上で、幾つかの単語が

脱落している。掲げられているままに訳す)EUの3億7千万の住民の中で、かつ、同一の人が第3セクタ企業の複数に見い出される事実を計算に入れても、優に30%以上の人が社会的経済の組織または企業の構成員となっている。1997年に欧州委員会により公刊された研究(5)によれば、第3セクタの構成部分の全体は、1990年における企業の6%から6.5%を、あるいは民間雇用の5.3%を示している。他の研究によれば6.3%という数値すらある(6)。

(5) 欧州委員会第23総局、ルクセンブルク、1997。(同総局は、2000年に改組)

(6) Thierry Jeantet, *L'Economie sociale européenne*, Ciem édition, Paris, 1999., Danièle Demoustier et Marie-Laure Ranisse, *L'emploi dans l'économie sociale et solidaire*, Thierry Quinqueton éditeur, Domont, 1999.

経営パフォーマンスは、銀行業および保険業の分野ではとくに、しばしば、伝統的な資本家的なそれよりも優れていると看做されてきた。そして、証券市場のファイナンスを利用せず、また、余剰の自己資金を任意に処理する上で難点を持ちうるというのである。ところが、協同組合銀行は、預金額10億ユーロ、およそ9億ユーロの貸付、3600万人の組合員6億100万人の取引相手を伴い、マーケットシェアの17%を占めている。保険の共済組合および協同組合に関しては、かかるシェアは、1995年において、西欧で29.2%、日本で30.8%、アメリカ合衆国で31.9%であった(7)。

(7) Thierry Jeantet, 前掲書

社会的経済の諸制度と公的権力との関係は、欧州では第二次大戦後に根本的に変更さ

れた。第1次オイル・ショック(1973年)後に、経済危機と失業の増大は、国ごとに形式は相違するものの、至る所で公的権力の役割を強化することに預かった。イギリスでは、マダム・M・サッチャーにより指導された公費の削減政策という名目で、一定の社会的事業は私的セクタに引き取られた。スペインにおいては、緊縮財政が自治体の一定の社会的サービスを民営化するというところをもたらした。スペインの私企業は、当時、支払い能力のない分野をアソシアシオンに委ねつつ、需要のある営利的部分を我がものにした。フランスおよびイタリアでは、逆に、国家の財政的な引き上げというものは確認されない(8)。

(8) 参照の事、Jean-Louis Laville et Laurent Gardin, *Les coopératives sociales en Italie*, *Nouvelles pratiques sociales*, vol.11, nno., et 1 vol 12, nno.2, Presses de l'université du Québec, Montréal, 1999.

欧州委員会は、1995年に、国によって30%乃至50%の住民を結集している百万を超える欧州のアソシアシオンを数え上げた。かかるアソシアシオンの支出は、平均して、国内総生産(PIB: Produit intérieur Brut)の3.5%に相当する。PIBの3.3%を擁するフランスは、共同体平均に近い。フランスの73万のアソシアシオンは、2200億フランと見積もられ、かつ、その60%が公共資金に由来する所得に対して、127万4000人の賃金労働者を雇用している(9)。80年代における欧州の失業と貧困の増大は新しい社会的企業の出現を促した。排除に反対する闘争の手段、改革の媒介手段、これらは、行政や自治体、領域団体が効果的な解決策を考えだし実行に移す上での無策に直面して新しい需要

への応答を、しばしば、実に良く示している。公的権力のかかる部分的な怠慢により手付かずの分野 (le terrain laissé libre) およびリベラルな圧力を前にした福祉国家の後退は、社会的経済の新しい形態、つまり、連帯経済を生み出すものとなった(10)。

(9)21000のアソシアシオンが賃金労働者の80%を雇用している。職場の80%は、3つのセクタに分けられる。40%は公衆衛生および社会的セクタに、29%は教育および研究に、14%は文化、スポーツ、レクリエーションに。データの出所は、délégation interministérielle à l'économie sociale, Paris, 2000.

(10) 参照の事、Jacques Defourny, Louis Favreau et Jean-Louis Laville (sous la direction de), *Insertion et nouvelle économie sociale*, Desclée de Brower, Paris, 1998.

かかる新しい経済は、術語の真正な意義で、ある種の面から、極貧克服の闘争という労働者の伝統の内のあるものと結びつくものである。その直中で最も戦闘的であるが最も脆いものでもある組織と出会うことになる。社会統合の企業、生活と住民の質の改善に配慮する地区管理組織 (régies de quartiers)、困難を抱えている人々に伝統的な私企業には考慮に入れられない仕事を保障するために雇い入れる仲介アソシアシオン、近縁的サービスを保障する零細の協同組合、修理、要介護者のために自宅への配食、アイロン掛け (repassage)、掃除 (nettoyage)、裁縫 (couture)、家事援助 (aide ménagère)(11)。イタリアでは、1991年法が、かかる連帯経済の最も興味深い1の革新手段、つまり、社会連帯協同組合を設立する者の生活、および、第2水準の構造、つまりコンサルシウム (企業連合) によ

る糾合を確実なものにしてきている(12)。フランスでは、分権化の枠内において、国と自治体とが社会事業および統合努力の一部を、金銭上の努力を支えつつ、連帯経済の地域施設に委任してきている(13)。

(11) 参照の事。「ル・モンド紙」2000年4月5日号。フランスでは、1997年の末にフルタイムにして17.000人に相当する800の統合企業を算し、135の地区管理組織が4500人、および、付加価値税も収益課税も支払うことのない1100のアソシアシオンを結集している。

(12) Joan Berney, Isabelle Darmon, Jordi Estivill, *Les Entreprises sociales en Espagne, en France et en Italie*, Cabinet d'études sociales, Barcelone, décembre 1999.

(13) Edith Archambaut, *Le Secteur sans but lucratif*, Economica, Paris, 1996.

民間の資金から資金を供与される連帯経済の一部は戦闘的な態度を印象づける鉱脈に相当するが、その経済的な重要性は、社会的経済のマンモス、つまり、保険共済組合、協同組合銀行そして国家から資金供与を受ける巨大アソシアシオンと比べればつつましいものである。それでは、社会的経済と連帯経済とは、互いにそ知らぬふりをする2つの世界に属しているのか？ まったくそんなことはない。第1のものは、第2のもの開業、経営の継続、プロジェクトへの資金供与に関して、第2のものと連帯している。巨大協同組合銀行および共済組合により設立された財団の活動、毎年、およそ20程のプロジェクト各々に資金を供与しているのだが、こういった他に、金融諸機関が、連帯経済の箇々のプロジェクトに倫理的投資 (des placements éthiques) および配分投資 (des placement de

partage)を申し出ている(14)。現在、フランスにおいて27億フランと見積もられるかかる投資は、2500億フランと見積もられる賃金労働者の貯蓄残高と比較すれば、大海の1滴に相当する(15)。にもかかわらず、かかるタイプの援助により、おおよそ4000の経営と20000人の雇用が造り出されている(16)。似たような運用(dispositions)は、フランス以外に(ailleurs)欧州で存在する(17)。

(14) **倫理的投資**は、bonnes performances(「良き振る舞い」と、とくに環境、労働法および雇用政策に関連する一定の倫理規範の尊重とを結び付ける企業に対して行われる通常の投資である。かかる資金の投下額は、1992年において、20億フランに達している。**配分(投資の)資金**は、投資家はその投資所得の一部を寄贈する寄付により供給されるものである。その金額は、1999年において、6億5千万フランと見積もられる。L'association Finansolが連帯と透明性の諸基準を充たす資金に(倫理的投資または配分投資である旨の訳者補記)ラベルを承認する。

(15) Jean-Pierre Balligand et Lean-Baptiste de Foucauld, *L'Épargne salariale au c ur du contrat social*, La Documentation française, Paris, janvier 2000.

(16) Dossier 《Les Placements éthiques》, *Alternatives économiques*, hors série pratique, nno.3, Paris, 1er trimestre 1999. 同様に参照の事。《Investir contre l'exclusion》, *Economie et humanisme*, nno.352, avril 2000.

(17) *Le Courrier européen des innovations sociales*, janvier 2000, nno.2, Agence Epices, 61, rue Victor-Hugo, 93500 Pantin

二義的である所か、そもそも拡大の止むことのない「社会的および連帯的な経済セクターは、少なくとも形の上では(18)、社会的経済の審議委員会の委員である M. ティエリ・ジャンの表現によれば「重量級の経済」である。しかし、その視界は市民や公的権力にとって、その重要性に見合うものではない。とはいえ、連帯経済担当政務次官にグイ・アスコエ(Guy Hascoet)を最近指名したことは、新しい雇用・連帯相に与えられている財源が相当に限定されたまま(19)であるにしても、かかるセクタがフランスで引き起こす政治的な関心と呼んでいる。

(18) フランスにおける保証機関への共済組合連帯金庫の最近の改変

(19) 1350万フランに達していると。参照の事。Le Monde, 18. avril 2000.

M. アスコエは3つの任務を割り当てられている。2001年早々に、社会的および連帯的な経済に関する法律の表決、給与の貯蓄に関する法律という今後のプロジェクトにおける連帯貯蓄にかかわる段階の申立、そして、保険に関する1992年のEU指令に伴うフランスの法制度の困難なハーモナイゼーションの枠組内での共済組合法典の、7月と定められている改革、である。

第3セクタに関するある法律は、1のラベル、すなわち「社会的および連帯的な経済のセクタ」により「社会的目的を有する企業」の地位を定義し、かつ、創造することであるうし、また、欧州の緑の議員となったA・リピエッツ(20)報告の延長部分における連帯経済の一般利益なる使命を考慮することを可能にするかもしれない。まだ、一般利益のコンセプトが共同体法(un droit coomunautaire)に導入されるのだとしたならば、競争の観念

に全面的に基づく、ということが必要であるかもしれない。

(20)Alain Lipietz,*L'Opportunité d'un nouveau type de société à vocation sociale*,rapport d'étape à Mme Martine Aubry,ministre de l'emploi et de la solidarité,1998.

給与の貯蓄、すなわち、企業により支払われ金額の異なる給与に由来し、退職に備えて役立てられたり、されなかったりする古くからある貯蓄という緊急案件(21)は、専ら、右派の諸政党およびフランス企業家運動(Medef)により示されている見地に立って展開されてはならないであろう(参照の事。page 32,l'article de Jacques Nikonoff)。提起されている本当の問題は、どんな様式、どんな目的に従って差別賃金だけが実効的であるということを誰が、賃金労働者が、雇用者が、それともテクノストラクチュアが管理すべきなのかを知ることにあるのだ。繕うべきは、資本家的社会にあって生産および交換の諸手段の集団的な私物化という根本問題の発生である。

(21)Jean-Pierre Balligand et Jean-Baptiste de Foucauld,*op.cit.*

欧州のハーモナイゼーションという案件に関しては、それは、社会的経済と、ブリュッセルの委員会により推進されているリベラルなロジックとの間の対決という側面を例証するものである。欧州議会議員、M. ミシェル・ロカール(M. Michel Rocard)報告が明確にしているように(22)、フランスの共済組合の巨大連合会は、料金設定のためのメディカル情報の収集の禁止および、商業的目的を有するものを含めて欧州保険会社全体に課せられる加入に関するすべての特権的な取扱の

禁止を願っている。それは、共済組合の機構そのものに公共サービスに關与する保険衛生施設を管理する権限(を留保させること 訳者補記)も求めている。すなわち、赤字の給付を埋め合わせるために支払能力のある事業を利用する権限をである(23)。

(22)Michel Rocard,avec Pascal Penaud,Rémy Schwarz,Bruno Bezard,*Mission mutualiste et droit communautaire*,rapport au premier ministre,La Documentation française,Paris,1999.

(23)1つの解決案が、昨年6月8日に、フランス共済組合全国連盟(FNMF)の第36回会議でL・ジョスパン首相から提案された。

社会的および連帯的な経済は、資本家的社会の直中で、一連の未確認のオブジェを構成している。それはパラドクスを蓄積している。その巨大な体制は資本家的同等者とは相違すると断言はするものの、明白な、または説得力のある仕方で証を常に提出しているとは限らないのである。共済組合の(形態を採る 訳者補記)大銀行と保険組合それに協同組合は、商業的なロジックと両立しない地位(statuts)を有している。これらのものは共通の理念への執着を顕揚するが、彼らの不和を押しさえ込み、かつ、彼らの相互了解を改善するには、相変わらず、実に多くのことを為さなければならない。

かくも巨大なセクタの存在が提示する争点(enjeu)は甚だ政治的であるが、巨大施設のCEOたちは、かかる術語でそれを定義しないように実に気を配っている。彼らが自身の政治的な主張を隠すときに、その見通しにくさなるものに不平をこぼすのである。「私は銀行家にすぎず、思想家ではありません」と

は、信用組合の理事長である M.Jean-Claude Detilleux のお詫びの言葉であるが、それでも、連帯経済への支援に深く関与しているのである。生え抜きの闘士 (militants de terrain) にしては世程謙虚なのだ。彼らにしてみれば、眼中にあるのは、排除に反対する日々のコムバットなのだ。彼らは、社会の別のモデルを考案することを政治家たちに任せている。「社会的経済は、我々の社会に現われている危機を緩和することを可能にする」とは、経済活動による統合のための全国評議会議長、M.Claude Alphandéry の説明である。

社会的経済は、左翼政党および労働組合組織と複合的な関係を保っているし、幹部または将来の幹部の多数がそこに見い出される。欧州では、社会民主主義の政党も、キリスト教民主主義の政党も、その力は、伝統的に、労働組合、協同組合そして共済組合との関係に基づくものである。「ところが、CGT の連盟書記、M.Jean-Christophe Le Duigou が見るところ、労働組合と左翼政党は社会的経済を社会の争点としてはいない」と。**フランスでは、緑の党だけが、今日までかかるセクタのための現実的利益を主張してきたのである。**

しかし、M. アスコエの指名が物語るように、事態は変化する兆しがある。重要な選挙の決着日が近いことが疑いもなく無縁ではないにしても……。社会的および連帯的な経済の**規定**は、それでもしかし、曖昧なままである。一方で、全世界への波及による損害(失業と排除)を緩和することを市場の社会に可能にする効果的な社会的補綴術であり、その片方で、今までの所、市場の独裁から経済の6%ないし10%が逃れていることを黙認しているリベラリズムのアリバイであって、という曖昧さはあるものの、**それは**、経済と

社会との間の諸関係を違う仕方で構想する諸企業の効果的なプロトタイプを構成できるのではなのか。それは、どちらの陣地につくかを決めなければならず、また、話題(discours)を変えなければならない。副次的なものに止まり、リベラリズムの経済に溶解されることも無きにしも非ずではあるが(24)。

(24) 英国では共済組合が伝統的な株式会社に収斂する流れが観察される。かかるプロセスは法制度の上から不可能であるフランスでは、脱共済組合化は、その子会社が所属する共済組合よりも甚だ大きなものになり得る子会社の買収により、これを行いうる。M.Claude Bébèar が Axa、すなわち、世界の民間保険会社の内で最も重要なものの一つを設立したのは、かかる奇手に拠ったのである。

参照の事。-Retour à l'emploi aux Francs-Moisins

-En quête d'une planète humaine

-Les SCOP avec le mouvement social

SCOP、社会的運動と共に

ジャン＝ルー・モシャン（パリ第7大学教授）

フランスには、株主である賃金労働者を30000人雇用する1400の生産協同組合(SCOP)が存在する。それは、とりわけ、我々の同業者、Alternatives économiquesの事例である。それらの資本金は、譲渡され得ない(inalienable)もので、その大部分は、組合員による投票という原則に基づいて企業を管理する組合員である賃金労働者に由来するものである。今の所、SCOPは、協同組合銀行、農業協同組合、消費者協同組合、(中小零細企業主の 訳者補記cooperatives d'achat)購買協同組合といった協同組合運動のプチ・フラクションだけを代表するものではない。しかし、SCOPの最近の総会で、Lille(*)で2000年1月に行われているが、協同組合人(coopérateurs associés 訳者補記。voir 92年改正法第3条第2項)の数を10倍に増やす開発と、新しい法的構造、つまり社会的合目的性を有する集団的利益を目的とする協同組合(SCIC)の創設という革新の意思を明らかにしている。SCICは、イタリアのモデルに基づいてマルチプルのパートナー、利用者、賃金労働者そしてボランティアが組合員となることを可能にするものである。

Mme Michèle Dessenneは、Lille総会に対する多数派動議(la motion majoritaire au congrès)の責任者であるが、Attac基金(「市民に援助の手を差しのべるために金融取引に課税を求めるアソシアスィオン」*)へのSCOP全国総連合の参加は、1998年6月のことである

が、協同組合運動にとって重要なターニングポイントを画するものであった。

「社会運動と再び関係を取り結ぶ政治的な確認と意思こそが肝要である。現にSCOP運動は、市場社会の最中であって、具体的に、財産と資本運用のリベラルなコンセプトを具体的に再検討するものである」と。

訳者註

(*)SCOPのサイト情報では、リールではなくて、リヨンとある。

* **アタック** Association pour la taxation des transactions financières pour l'aide aux citoyens の略称

社会運動としては、SUD(スユッド:「南」/ Solidarité, Unité, Démocratie「連帯・統一・民主主義」の略語)系列。

・SUDは1964年創設の「フランス民主労働同盟:CFDT」より分岐した左派系の労働組合ナショナルセンタ。CFDTは、最大のナショナルセンタであるCGT(共産党系)に次ぐ。

・アタック “AC!”(反失業共同行動)の戦闘的な組織者の一つ。WTO,WBへの行動的な批判団体。「失業と不安定就労と社会的排除に反対するヨーロッパ大行進」の組織者。